



居宅介護支援事業 重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社いち樹
- (2) 法人所在地 北九州市小倉北区片野 2 丁目 15-12
- (3) 電話番号 093 (383) 3705
- (4) FAX 番号 093 (941) 3430
- (5) 代表者名 代表取締役 佐々木 栄美
- (6) 設立年月 平成 22 年 2 月 18 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の名称 いち樹ケアプランセンター
- (2) 事業所指定番号 福岡県指定 4070403649 号
- (3) 事業所所在地 北九州市小倉北区片野 2 丁目 15-12
- (4) 電話番号 093 (383) 3733
- (5) FAX 番号 093 (941) 3430
- (6) 管理者氏名 前田 純子
- (7) 開設年月日 平成 23 年 6 月 1 日
- (8) 提供サービス ケアプラン作成および相談
- (9) 事業者が行っている他の業務

当事業者（当法人）では、次の事業も実施しています。

【訪問介護事業】 平成 22 年 5 月 1 日指定 福岡県 4070403482 号

【障害者総合支援法に基づく居宅介護・重度訪問介護】

平成 22 年 5 月 1 日指定 福岡県 4017800758 号

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 北九州市全域
- (2) 営業日及び営業時間

営業日：月～金曜日（8月13日～15日、12月30日～1月3日は休日とする）

営業時間：午前9時00分～午後6時00分（それ以外は転送電話に切り替えます）

その他：上記の営業日・時間帯にかかわらず、緊急の際は相談に応じます

4. 職員の体制

管理者（介護支援専門員を兼任する）	1名
介護支援専門員	1名以上

5. 当事業が提供するサービス内容と利用料金

(1) 事業の目的

要介護状態又は要支援状態にある利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(2) 運営方針

*ご利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。

*指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。

*事業実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努めます。

6. 居宅介護支援の内容

- (1) 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成
- (2) 居宅サービス事業者との連絡調整
- (3) サービス実施状況把握・評価
- (4) 利用者状況の把握
- (5) 給付管理
- (6) 要介護認定の申請代行
- (7) 介護に関する相談業務

7. 利用料金

(1) 居宅介護支援の利用料金は、以下のとおりですが、要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので**自己負担はありません**。

・基本料金	要介護 1・2	1,086 単位	11,088 円
	要介護 3・4・5	1,411 単位	14,406 円

・加算料金・・・以下の要件を満たす場合に加算されます。

加算	基本単位	利用料	要件
特定事業所加算Ⅰ	519	5,298 円	北九州市の認可が必要
特定事業所加算Ⅱ	421	4,298 円	北九州市の認可が必要
特定事業所加算Ⅲ	323	3,297 円	北九州市の認可が必要
特定事業所加算 A	114	1,163 円	北九州市の認可が必要
初回加算	300	3,063 円	新規に居宅サービス計画を作成する場合
入院時情報連携加算 (I)	250	2,525 円	病院又は診療所に入院した日の内に当該病院又は診療所に必要な情報提供をした場合

入院時情報連携加算 (Ⅱ)	200	2,042 円	病院又は診療所に入院した翌日またはその翌々日に当該病院又は診療所に必要な情報提供をした場合
退院・退所加算 (Ⅰ)イ	450	4,595 円	病院又は診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設から利用者に対し当該機関の職員より必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法で 1 回受けた場合
退院・退所加算 (Ⅰ)ロ	600	6,126 円	病院又は診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設から利用者に対し当該機関の職員より必要な情報の提供をカンファレンスにより 1 回受けた場合
退院・退所加算 (Ⅱ)イ	600	6,126 円	病院又は診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設から利用者に対し当該機関の職員より必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法で 2 回受けた場合
退院・退所加算 (Ⅱ)ロ	750	7,658 円	病院又は診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設から利用者に対し当該機関の職員より必要な情報の提供を 2 回受けており、内 1 回以上はカンファレンスによる場合
退院・退所加算 (Ⅲ)	900	9,189 円	病院又は診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設から利用者に対し当該機関の職員より必要な情報の提供を 3 回受けており、内 1 回以上はカンファレンスによる場合
緊急時等居宅 カンファレンス加算	200	2,042 円	病院又は診療所の求めにより、医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要なサービスの調整を行った場合
通院時情報提供連携 加算	50	510 円	利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携を行った場合

※保険料の滞納等により、支援事業者へ直接介護保険給付が行われない場合は、1 ヶ月に付き要介護度に応じて所定の料金を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日お住まいの市区町村窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

- (2) 交通費 介護支援専門員が訪問するための交通費は一切頂きません。
但し、例外として、関門トンネル利用料等は頂きます。
- (3) 解約料 料金はかかりません。(契約はいつでも解約する事ができます。)
- (4) その他 要介護認定申請代行、複写費用などは頂いておりません。

8. 個人情報の利用に関して

(1) 秘密保持

- ①当事業所は、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を厳守致します。
- ②当事業所は、介護支援専門員その他従業者であった者から、業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密が漏れる事の無いよう、管理を徹底致します。
- ③当事業所は、サービス担当者会議等におきまして、ご利用者様の個人情報をを用いる場合は、あらかじめご利用者又はその家族からの同意を頂きます。

(2) 個人情報の保護

- ①利用者の個人譲歩を含むサービス計画、各種記録等について関係法令及びガイドライン等に元付委個人情報の保護に努めるものとします。
- ②個人情報の取り扱いに関する苦情については、苦情処理体制に基づき適正かつ迅速に対応するものとします。

(3) 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
また、退職後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

9. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11. 記録の整備

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供を開始した日から5年間保存します。

12. 中立義務

利用者や家族はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介や当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事が可能です。また、事業所はその求めに応じて説明することを義務とします。

13. 医療と介護の連携強化

- (1) 利用者が医療系サービスを希望している場合等は主治医の意見を求めるが、この主治医等に対してケアプランの交付を義務とします。
- (2) 訪問介護事業所等から伝達された情報(口腔、服薬状況、リハビリ等)、介護支援専門員が把握した状況等を主治医等に情報伝達を義務とします。

14. 苦情・ハラスメント対策について

当事業所は、利用者又はそのご家族、職場におけるハラスメント（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント）、苦情に迅速かつ適切に対応するために相談体制を構築し、必要な措置を講ずるものとします。

(1) 苦情・相談の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（受付時間：月曜日～金曜日 9：30～18：30）

担当者： 前田 純子

電話：093-383-3733（いち樹ケアプランセンター）

(2) 行政機関その他苦情受付機関

公的機関に置いて、次の機関に苦情申し出ができます。

公的機関の相談窓口

小倉北区役所 高齢者・障害者相談コーナー 介護保険担当 093-582-3433(直通)

小倉南区役所 高齢者・障害者相談コーナー 介護保険担当 093-951-4127(直通)

門司区役所 高齢者・障害者相談コーナー 介護保険担当 093-331-1894(直通)

戸畑区役所 高齢者・障害者相談コーナー 介護保険担当 093-871-4527(直通)

若松区役所 高齢者・障害者相談コーナー 介護保険担当 093-761-4046(直通)

八幡東区役所 高齢者・障害者相談コーナー 介護保険担当 093-671-6885(直通)

八幡西区役所 高齢者・障害者相談コーナー 介護保険担当 093-642-1446(直通)

福岡県国民健康保険団体連合会介護保険相談窓口 092-642-7859

15. 虐待防止

虐待は、利用者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼすため、当事業所は虐待防止のために必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その対策について事業所内で周知徹底します。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待防止のための研修会を定期的（年1回以上及び採用時）に実施します。
- (4) 虐待防止責任者を設置します。

◎虐待防止担当者 いち樹ケアプランセンター 管理者 前田 純子

◎虐待防止責任者 (株) いち樹 代表取締役 佐々木 栄美

16、感染症の予防及びまん延防止

当事業所は、感染症の発生と、まん延を防止するために必要な措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のために対策を検討する委員会を概ね 6 ヶ月に 1 回以上開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。
- (2) 感染症及びまん延防止の指針の整備をします。
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修会及び訓練を定期的（年 1 回以上及び採用時）に実施します。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

所在地	北九州市小倉北区片野 2 丁目 15 - 12
事業者名 事業所名	株式会社 いち樹 いち樹ケアプランセンター
代表者氏名	代表取締役 佐々木 栄美
説明者氏名	

私は、契約書及び本書面により、事業者から重要事項についての説明を受け、同意しました。

利用者	住所	北九州市
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	

令和 7 年 4 月 1 日 改正